

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：筑紫野市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	87.0	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.4	%
全職員	70.1	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長	96.9	%
本庁課長相当職	96.3	%
本庁課長補佐相当職	107.6	%
本庁係長相当職	97.8	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	95.9	%
31～35年	110.3	%
26～30年	98.9	%
21～25年	93.5	%
16～20年	85.5	%
11～15年	89.3	%
6～10年	95.5	%
1～5年	98.4	%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員」の給与受給者について、男性職員の平均年齢（40歳）が女性の平均年齢（37歳）より3歳高くなっている。
- ・扶養手当について、男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は86%である。
- ・住居手当について、契約者となっている男性職員の割合が多く、住居手当の受給者に占める男性の割合は69%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。